

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成27年12月18日(金)午後2時～4時				
開催場所	東村山市地域福祉センター1階 地域福祉活動室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井和之、郷家和子、牛木信之、高橋節夫、龍野乗子、根本信子、西尾佐知子、千葉光男、田川東洋子、阿刀田俊子、手賀清春、松尾美智夫、横田茂樹、澤地かおる、寺田健治、高橋千恵子</p> <p>(市) 山口健康福祉部長、河村健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長補佐、河野主査 障害支援課：花田課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、保木本主事</p> <p>●欠席者：小林冬子、中村一彦、</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 議事(報告)</p> <p>(1) 障害者福祉計画、障害福祉計画の進捗報告</p> <p>①障害者福祉計画進捗報告</p> <p>②障害福祉計画進捗報告</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中等度難聴児発達支援事業について ・市内事業所の整備状況について ・市民後見人養成事業について <p>5. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課</p> <p>担当者名 小倉・宮本</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○委員16名の出席により過半数を超えているため会議が成立</p> <p>2. 健康福祉部長挨拶</p> <p>3. 議事(報告)</p> <p>○部会長</p> <p>議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>					

それでは、議題（１）について、事務局より説明をお願いします。

（１）障害者福祉計画、障害福祉計画の進捗報告

①障害者福祉計画進捗報告・・・資料１

資料１に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

（発言者なし）

○部会長

後ほど障害福祉計画関連とまとめて質問していただいても結構です。それでは事務局から続けて説明をお願いいたします。

②障害福祉計画進捗報告・・・資料２

資料２に基づき事務局より説明が行われる

○委員Ａ

就労支援について、４７名の就労者がいるというのですが、障害別の内訳はどうなっていますか。また、就労した方は賃金をどのくらい受け取っているのでしょうか。

○事務局Ａ

まず、内訳についてお答えいたします。身体障害のある方が５名、知的障害のある方が１３名、発達障害を含む精神障害のある方が２９名となっております。

○事務局Ｂ

賃金については、一般就労ですので、地域ごとの最低賃金は上回る金額で雇用されているものと認識しておりますが、今、手元に各個人のデータがございませんので、お答えできません。

○委員Ｂ

報告の中に東村山市障害者自立支援協議会の項目がありますが、活動状況を知るためにはどのような方法がありますか。

○事務局Ｂ

東村山市障害者自立支援協議会の活動状況については、当市ホームページの障害支援課のページの中に、東村山市障害者自立支援協議会のページを設けております。会議録等をその中に掲載しておりますので、そちらを確認していただけます。また、会議は公開の会議となっておりますので、傍聴していただくことも可能です。なお、会議開催予定についても、開催が決まり次第、市のホームページのカレンダーに予定を掲載しておりますので、確認していただくことができます。

○部会長

それでは、引き続きご意見ご質問をお願いしたいと思いますが、会議開始から 1

時間が経過しますので、時間の都合上、ひとまずまとめてご質問をいただきたいと思います。他に質問等ございますか。

○委員C

実際の量と見込み量を比較して、見込み量を上回るとサービスが使えないことはありますか。

○委員D

移動支援について、他市と比較しても全体的に時間数が低いような気がします。前回の会議でもこのようなことを質問したかと思いますが、その際、市から対策としてガイドヘルパーの講習会を実施するというのを伺いました。今後その成果が出て、数字が上がっていくのかどうかお聞きしたい。

○委員A

移動支援について、移動中には電車の遅延など様々なことが起こり、時間がずれる場合もあるが、時間が決められていることにより、全くゆとりがない。万一の場合の備えた時間を設けてもらってもよいのではないのでしょうか。

○部会長

それでは、ここで10分間の休憩に入ります。再開後に事務局から質問に対して答えていただきたいと思います。

(休憩)

○部会長

再開します。それでは事務局から先ほどの質問の回答をお願いします。

事務局C

まず、見込み量よりも実績が上回った場合に使用できないことがありますか、というご質問ですが、こちらは見込み量を上回っても使用できないということはありません。

次に、ガイドヘルパー養成研修でございますが、知的障害のある方のガイドヘルパーは27名の方が研修の受講を終了されました。そのうち、11月末現在で市内の事業所で実際に従事されている方が4名となっております。また、視覚障害のある方の同行援護につきましては、30名の方が研修の受講を終了されました。そのうち、11月末現在で市内の事業所で実際に従事されている方が9名となっております。

最後に、時間数についてお答えいたします。当市の時間数の定義は国の定義に準じて決定しております。冠婚葬祭等の特別な場合は除いて、その方の家族状況や生活状況を勘案して時間数を決定しておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

委員D

移動支援の時間数8時間というのが正当な数字なのでしょう。多分、26市の中では低いほうではないのでしょうか。将来に向けて時間数を増やすような計画は立てられませんか。

事務局D

移動支援は小さなお子さんから高齢の方まで利用されるので、一概には言えませんが、ご指摘のように当市の数字は高くはないということは認識しております。しかし、その時間の中でも、ガイドヘルパーが足りている状況かといえば、うまく確保できないという状況もありましたことから、試行的に養成研修を実施させていただいたところです。

また近年、放課後等デイサービスの事業所整備が進んでおりますことから、サービスを利用している学齢期のお子さんは、学校から事業所、事業所から自宅までの送迎が確保されているということで、先日、特別支援学校に通われているお子さんの保護者の皆さんからは、以前とは状況が変わってきているというご意見もいただいております。

移動支援事業は地域生活支援事業の一つですが、この地域生活支援事業費は本来、必要な額について国が2分の1、都と市が4分の1ずつを負担することとなっております。しかし現状、国からの補助金は必要な額の7割程度しか交付されないという実情があり、制度の中で事業を拡充するための費用はすべて市が負担しなければならないという状況です。そのような中で、意思疎通支援事業や更生訓練費など地域生活支援事業の他の事業も並行して考えなければなりませんので、限られた予算の中で、それらを総合的に勘案しながらニーズにお応えしてまいりたいと考えております。

○委員A

2点あります。成年後見制度について、実績なしということですが、どのような理由がありますか。

もう1点は、先ほどの移動支援についてです。国都の補助金の話がありましたが、100時間出しているところと、8時間出しているところでも、国はその2分の1、すなわち、50時間と4時間では格差がありすぎると思う。国が何時間補助するのか、決まっていないのは制度上おかしいと思います。

○事務局E

成年後見制度の実績についてお答えいたします。平成26年度は障害のある方からの申請が無かったということが理由として挙げられます。ちなみに、平成26年度は認知症高齢者の実績については9件ございました。例年、高齢者については10件程度、障害者については1件程度という状況が続いております。

○事務局D

移動支援につきましては、ここまで少しずつではございますが拡充をしてきたところです。しかし、そのようなわずかな拡充でも、現場からは利用時間の集中等によりガイドヘルパーが不足しているというような声を聞いておりましたので、まずはヘルパーを増やすための取り組みを実施させていただいたところです。

○委員E

社協が移送サービス事業をやっているが、身体障害については昨年度からヘルパーを付けないと移送しないという形態に変わった。市からの補助金が増えれば、改善されると思う。

○社会福祉協議会

ご指摘の件については、現在社協内で検討中です。補足をさせていただくと、移送サービス事業は平成2年から社協の会員向けとして始まった事業ですが、今後はできる限り早期に、現在社協が実施すべき移送の形へと変えていきたいと考えております。

○委員F

障害者福祉計画の進捗について2点質問があります。1点目はヘルプカードです。作成数の記載はありますが、配布枚数はどのようになっていますか。また、使用状況はどのようになっていますか。

2点目は福祉避難所の拡充状況です。27年度の状況はどのようになっていますか。

○社会福祉協議会

ヘルプカードの配布状況についてお答えします。これまでにヘルプカードは約3500枚お配りさせていただいております。次に使用状況については、あんしんネットワークの委員がリサーチを行っているところですが、残念ながらまだ使用事例について情報が集まっていない状況です。なお、普及啓発活動を行う中で、警察官がヘルプカードについてまったく知らなかったという意見がありました。そういった意味では、まだまだ周知活動が足りておらず、継続していく必要があると感じているところです。

○委員G

サービスの見込量と実際の量を比較し、実際の量が多いものはもう少し多く見込量を算定することはできないでしょうか。

○事務局D

本計画は平成23年度に策定した計画であり、現在の障害者総合支援法ではなく、旧障害者自立支援法時代の影響を受けています。当時は極力直近のデータで見込んだとは思いますが、しかし、結果的には法改正が繰り返され、数値上のずれが出てきたものと想像されます。今後も引き続きみなさんのご意見をいただきながら、より実績に近い見込量を算定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局F

2点目の福祉避難所についてお答えします。27年度は現在までで新たに白十字ホームさんと協定を結ばせていただきました。

○部会長

他に質問はよろしいでしょうか。それでは、その他について事務局から説明をお願いします。

4. その他

- ・中等度難聴児発達支援事業について事務局から説明が行われる。

○部会長

説明が終わりましたが、ご質問ございますか。なければ次に進みます。事務局から次の説明をお願いします。

- ・市内事業所の整備状況について・・・資料3
資料3に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご質問ございますか。なければ次に進みます。事務局から次の説明をお願いします。

- ・市民後見人養成事業について・・・資料4
資料4に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

説明が終わりましたが、ご質問ございますか。

○委員A

研修を受けた後には試験はありますか。

○事務局E

研修を受けた後に、社協の生活支援員として現場研修を経て、登録については市が判断するという流れになります。

○部会長

それでは議事については以上でよろしいでしょうか。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

○事務局A

本日の説明で使用した資料の中に、一部数値の誤りや誤字がございました。次回の会議で修正したものをお配りさせていただきたいと思っております。また、後日市のホームページに会議資料を掲載する際には、正しいものを掲載させていただきます。申し訳ございませんでした。

○事務局B

平成27年度に予定していた協議事項は本日で終了いたしました。今後、会議で協議をお願いしたい事項が出てまいりましたら、来年2月から3月に部会長と協議の上、事務局より第3回の開催を通知いたしますのでよろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、これにて閉会します。お疲れ様でした。